

協議会を会則方式に移行するにあたり（案）

課題	<p>▶現要綱の期限が令和2年3月31日となっており、その後の方向性を決定する必要があるため、現要綱を令和3年3月31日まで1年延長する。</p> <p>▶今年度まで活用した国費（重層的住宅セーフティネット構築支援）が終了となり、次年度は新たな補助制度が設けられる予定。現在の国費は助成対象期間が定められていたことから事業に空白期間が生じていたが、新たな補助制度の要件を十分把握し、今後の協議会運営に反映させる必要がある。</p> <p>▶常設相談窓口の設置と（仮称）お部屋探しサポート協力店制度の設立による相談体制の確立、協力店への声掛けの方法など</p> <p>▶新たな協議会の会員の集め方や個人会員の資格の設定など</p>
1. 属性	独立した任意団体（会則方式による設置）
2. 会議	総会（年1回以上）、幹事会等（随時）
3. 構成	不動産関係団体・福祉関係団体・居住支援法人・行政・その他会長が認めた者、他
4. 委員謝礼	会則等の定めによる（原則、市の補助対象外）
5. 事務局	<p>○○○○○○○○○○○○○○に置く</p> <p>※福祉関係団体、居住支援法人との連携を強化する必要があり、事務局は双方のハブ的な役割を担うことが今後求められると考える</p>
6. 会計	協議会の予算（市からの補助金が主な財源）
7. 実施事業	<p>（1）相談事業</p> <p>①常設相談窓口（検討中）※条件が整えば令和2年度途中から制度開始</p> <p>②出張相談会（開催頻度は令和2年度に検討）</p> <p>③福祉なんでも相談（適宜申込みに応じて開催）</p> <p>（2）普及啓発事業</p> <p>①不動産管理会社・賃貸オーナー・福祉関係団体・居住支援法人等向け、居住支援協議会セミナーの開催</p> <p>②啓発パンフレット更新</p> <p>（3）入居・生活支援事業</p> <p>①現在検討中の（仮称）お部屋探しサポート店制度の実施・運用</p> <p>②債務保証等の補助制度等の構築（検討中）</p> <p>※上記以外の実施事業については総会で事業計画の決定をする</p> <p>※上記居住支援については、ある程度、方向性が定まった時点で、支援の方策等を協議する場から、より具体的な取り組みを実践する場としていきたい</p> <p>※このため、住宅確保要配慮者に対する支援体制を強化していくために、支援事業の幅や、協議会に関わる団体の加入増加を念頭に、会則方式の協議会への移行を図りたい</p>
8. 他区市の状況	<p>都内の居住支援協議会設置自治体：20団体（令和2年1月31日現在）</p> <p>⇒1都、13区、6市</p>
今後の住替え支援についての課題	<p>▶具体的な支援方策について検討する適切な場、機会の検討</p> <p>※具体的には、住み替えを推進する講座を継続するとともに、空き家実態調査の結果に基づく空き家施策への取組などを中心に検討するものとする</p>